

## 令和 4 年度 奄美群島周遊観光促進事業 仕様書

### 1 委託業務名

奄美群島周遊観光促進事業

### 2 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 17 日までとする。

### 3 目的

奄美大島、徳之島の世界自然遺産登録によって観光客の増加が見込まれる中、その効果を奄美群島全体に波及させるため、奄美群島国立公園のブランドイメージを創出し、各島の魅力を積極的に PRするとともに、旅行会社が販売・造成する奄美群島への旅行商品に対して割引助成を行う「奄美群島の周遊観光促進キャンペーン（以下、周遊キャンペーンという）」等を実施する。

### 4 業務内容

本仕様書において委託する業務は次の各号のとおりとし、実施にあたっては、必ず奄美群島広域事務組合（以下「広域事務組合」という。）と協議の上行う。

#### (1) 「周遊キャンペーン」に係る業務

##### ①旅行商品造成及び販売の促進

- ア. 旅行商品代金の割引等による旅行商品造成促進
- イ. 旅行商品造成と販売を行う店舗の募集と取り纏め
- ウ. 旅行商品割引に係る精算業務

##### ②上記①に連動した電子クーポンの配布

- ア. 電子クーポン利用スキーム構築（キャンペーン商品購入者へ付与）
- イ. 電子クーポン利用可能店舗の募集と取り纏め
- ウ. 電子クーポン利用に係る精算業務

##### ③「周遊キャンペーン」のプロモーション

##### ④「周遊キャンペーン」の実施期間と規模

実施期間は令和 4 年秋季（予定）とし、割引及び、電子クーポンの対象数は 1 万人泊規模とする。

なお、事業実施にあたり、広域事務組合と受託者が協議の上変更する場合がある

#### (2) 上記（1）に係る事務局運営業務

##### ①旅行会社の選定等

「周遊キャンペーン」に協力する旅行会社（以下「協力旅行会社」という。）の選定及び取扱量の配分。

また、協力旅行会社の選定及び配分に係る報告

②協力旅行会社の販売状況の把握

協力旅行会社における予約・販売状況の把握及び定期的な報告

なお、定期的な報告は、月末締め報告の他、助成対象期間終了前に販売が終了した際に報告を行うものとする。

③旅行商品割引に関する交付事務

協力旅行会社への旅行商品割引に関する交付事務は、協力旅行会社が取扱った旅行商品の宿泊人数等、根拠を関係書類で確認したうえで交付すること。

④電子クーポン配布にかかる業務全般

⑤「周遊キャンペーン」の広報

WebやSNS等を活用した「周遊キャンペーン」の広報

⑥上記①～⑤に係る事務局の設置

⑦上記のほか、「周遊キャンペーン」実施に必要な業務

(3) 「奄美群島国立公園」のブランドイメージ創出プロモーション業務

(令和4年夏頃のスタートを想定)

①「周遊キャンペーン」と連動する本事業独自のプロモーション

②WebやSNS等を中心とするデジタルメディアを活用して、「奄美群島国立公園」の観光情報を発信し、認知度向上と誘客促進を図るほか、ページビューから得られるデータにより、閲覧者属性を分析すること。

③事業終了後における電子クーポン利用者の顧客データのプロモーション活用ができること。

(4) 事業全体の効果分析

①「周遊キャンペーン」に対する市場（旅行者、参画事業者）の反応等の情報や、旅行商品利用者の感想（アンケート等）を収集して情報を取りまとめること。

②事業全体の効果を定量的に分析するとともに課題についてまとめること。

③本事業の取組結果を基に、群島周遊観光促進に向けて課題や今後に向けての取組提言を行うこと。

※新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、緊急事態宣言の発出その他感染拡大などの状況にある場合は、広域事務組合と適宜調整、見直しを行うものとする。

## 5 企画提案を求める具体的内容

本事業のメインとなる奄美群島内の周遊観光を促進するため、効果的なPRを行い、奄美大島以外の島への観光を促すような企画提案の内容を期待する。

また、電子クーポン活用についても、具体的かつ有用な企画提案を期待する。

### (1) 「周遊キャンペーン」の対象について

- ・奄美大島に加え、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島のいずれかを対象とした旅行商品
- ・喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島のいずれかを対象とした旅行商品

※奄美大島のみ宿泊する旅行商品は「周遊キャンペーン」の対象外

※宿泊を伴う旅行商品に限り、本キャンペーンの対象とする

### (2) 割引額の設定について

- ・予算の範囲内において、奄美群島内の周遊観光について、最大限効果が発揮されるよう、割引及び、上限額が設定されることを期待する。

### (3) 事務局運営業務について

- ・業務遂行に十分な体制を確保し、広域事務組合との連絡体制・迅速な対応が可能な計画を提示すること。

### (4) 「奄美群島国立公園」のブランドイメージ創出

- ・どの媒体を使用し、どこの層を狙い、どれくらいの周知数(PV 数等)・検索数を狙うのか、具体的な方法を提示すること。
- ・使用媒体は複数を想定。広告制作には、奄美群島内の企業やクリエイターなどに協力を依頼することを期待する。

## 6 業務予算額 149,380,000 円以内 (税込)

## 7 必要な人員の配置

実施にあたっては、責任者及び運営に適正な人員を配置しなければならない。

## 8 業務の進め方

受託者は、本業務を円滑かつ効率的に進めるために、広域事務組合と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、その都度広域事務組合と十分協議した上、その指示に従うと共に、広域事務組合は期間中、適宜、実施状況の報告を求めることができる。

## **9 成果物（事業報告書）の提出**

提出書類

履行期限内に本業務に係る以下事業実施報告書を提出すること

- (1) 紙媒体 3部
- (2) 電子データ 1部 (USB)
  - ・成果物の案ができた段階で、広域事務組合と調整を行うこととする。
  - ・報告書はイラスト、イメージ図等を使用し、分かりやすい内容とすること。
- (3) その他 広域事務組合が必要と認める書類

## **1.0 成果物等の著作権**

本業務の履行により設計・構築した成果品の著作権（著作権法第 21 条から 28 条までをいう）は、広域事務組合に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権を行使しないこととする。本業務の成果品に第 3 者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとする。

## **1.1 一般事項**

- (1) 受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任で賠償する。
- (2) 受託者は、本業務上必要な関係書類を常に整備し、広域事務組合から提出を求められた際は速やかに提出する。

## **1.2 秘密の保持**

受託者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を広域事務組合の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。契約期間が終了した後も同様とする。

## **1.3 個人情報の保護**

本業務で個人情報を扱う場合は、個人情報の管理に最善の注意を払うものとする。また、個人情報を改ざん、破損、滅失および漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じるものとする。

また、受託者は、本業務の実施にあたっては個人情報の取扱いについては別記「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守しなければならない。

## **1.4 手直し**

受託者は計画業務が完了した時、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

**1 5 特記事項**

- (1) 作業過程において、疑義が生じた場合は、すみやかに広域事務組合と協議し、その指示を受けなければならない。
- (2) 契約後、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、広域事務組合と受託者の協議の上対応を決定する。
- (3) 現時点で新型コロナウイルスへの有効な治療手段が確立されていないため、受託者は委託業務を行う際及び造成するプログラム内容について、「新しい生活様式」や「新しい旅のエチケット」など参考に、新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受託者は、広域事務組合の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、広域事務組合の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために広域事務組合から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、広域事務組合の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために広域事務組合から引き渡され、又

は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに広域事務組合に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、広域事務組合が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第 9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに広域事務組合に報告し、広域事務組合の指示に従うものとする。

(実地調査)

第 10 広域事務組合は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第 11 広域事務組合は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第 12 広域事務組合は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認められたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。